冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先)京都府知事	令和5年7月 日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町410	京都府公立大学法人

		前年度				
前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数	
	エアコンディショナー	752 台	51 台	1 台	780 台	
	冷蔵機器及び冷凍機器	37 台	1 台	2 台	37 台	
前年度に第一種特定製品に充塡及び回収を 行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充塡量		代替フロン回収量		
	エアコンディショナー	413. 3	キログラム	274. 3	キログラム	
	冷蔵機器及び冷凍機器	1.4	キログラム	1.7	キログラム	
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使用時	点検結果を随時報 ・第一種特定製品	については、空調 告を受けている。 の一覧を作成し、 ている。(府大、『	(医大) 担当者が随時、情	報を更新するな	
	廃棄時	に回収依頼書(又 (又は送付)され	の廃棄時には、行 は委託確認書)を た引取証明書を受 れたことを確認す	交付し、充塡回収 け取ったことをも	業者から交付 って、冷媒用代	
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使用時	・管理している全	検業務受注者が日 エアコンについて 特定製品簡易点検 ンター)	5月に試運転し確		
	廃棄時	度に基づき充塡回 ンが回収されたこ	の廃棄時に、フロ 収業者から引取証 とを確認してから から回付されたこ ことを確認した。	明書を受け取り、 機器を廃棄した。	冷媒用代替フロ また、破壊証明	
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	・第一種特定製品のうちR22などの旧冷媒を使用しているものを優先して更新するものとし、冷媒ガスはR32などの新冷媒を原則とする。(医大) ・第一種特定製品を更新する際は、地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品も視野に入れて検討するようにしていく。(府大、附属北部医療センター)					
特記事項						

- 注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます。
 - 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する機器をいいます。